

議案第100号 説明資料

幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町国民健康保険税条例 (昭和28年4月18日 条例第19号)</p> <p>第1条～第30条 略</p> <p>附 則 1～15 略</p>	<p>○幕別町国民健康保険税条例 (昭和28年4月18日 条例第19号)</p> <p>第1条～第30条 略</p> <p>附 則 1～15 略</p> <p><u>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</u></p> <p>16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第26条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第26条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> <p><u>(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</u></p> <p>17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p><u>16</u> 略</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p><u>17</u> 略</p> <p>(平成22年度以後の国民健康保険税の減免の特例)</p> <p><u>18</u> 略</p> <p>(平成28年台風7号及び台風10号による災害被害者に対する国民健康保険税の減免の特例)</p> <p><u>19</u> 略</p> <p><u>20</u> 略</p> <p><u>21</u> 略</p> <p><u>22</u> 附則第19項の規定により、国民健康保険税の減免を受けた者は、第29条第4項の規定は適用しない。</p>	<p><u>属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第26条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第26条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</u></p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p><u>18</u> 略</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p><u>19</u> 略</p> <p>(平成22年度以後の国民健康保険税の減免の特例)</p> <p><u>20</u> 略</p> <p>(平成28年台風7号及び台風10号による災害被害者に対する国民健康保険税の減免の特例)</p> <p><u>21</u> 略</p> <p><u>22</u> 略</p> <p><u>23</u> 略</p> <p><u>24</u> 附則第21項の規定により、国民健康保険税の減免を受けた者は、第29条第4項の規定は適用しない。</p>